



公益社団法人日本看護協会
常任理事 森内みね子

看護職員の処遇改善に向けたキャンペーンチラシ配布のお願い（協力依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご承知の通り、国は看護職員の処遇改善に着手し、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、2月～9月は補助金により1%（月額4000円）程度の引き上げを行い、10月からは診療報酬改定において収入を3%（月額12,000円）程度引き上げる仕組みがスタートしました。

さらに人事院が、看護職員の賃金制度に大きな影響を与えている国家公務員医療職俸給表（三）の級別標準職務表を改正する検討を進めていることが明らかになっています。こうした動きを好機ととらえ、看護職員一人ひとりが処遇改善や賃金制度の抜本的見直しの必要性を理解し、看護職員が一体となって、実現に向けたアクションを起こすことができるよう、「看護職員の処遇改善に向けたキャンペーン」を実施いたします。

キャンペーン第1弾は、令和4年度診療報酬改定「看護職員処遇改善評価料」の確実な算定促進です。国が進める看護職員の処遇改善では、対象となる医療機関が限定されており、就業看護職員の約3分の1にとどまっている状況です。本会では、国に対し、全ての看護職員の処遇改善を要望していますが、10月から新設された診療報酬「看護職員処遇改善評価料」を対象病院が確実に算定を行うことが、その第一歩であると考えています。

そこで、対象病院の確実な算定を推進するよう看護管理者の皆さま向けのチラシを作成しました。つきましては、算定対象病院の看護管理者の皆様へお渡しいただき、確実に算定いただきますよう働きかけをお願いいたします。

チラシは、A（緑色）、B（オレンジ色）の2種類を作成しました。皆さまのお手元には、A（緑色）のチラシを印刷しましたが、本会ホームページへの掲載、法人会ネット、メール等で2種類のチラシのファイルを送付いたしますので、どうぞご自由にお使いください。

また、今後、看護職員の処遇改善キャンペーンは、今後の国動向を見据え、2023年3月まで、第2弾、第3弾を予定しています。このキャンペーンを通じて看護職員一人ひとりが処遇改善に関心を持ち、賃金制度の抜本的見直しを後押しする力になることを強く願っております。都道府県看護協会におかれましても、どうぞ本キャンペーンへご協力くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会
労働政策部 看護労働課

（担当：小村、奥村、後藤）

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL：03-5778-8553／FAX：03-5778-5602

E-mail：kangorodo@nurse.or.jp





診療報酬

2022年
10月から

「看護職員処遇改善評価料」が 新設されました。

すべての算定対象病院が
「看護職員処遇改善評価料」を確実に算定し、
看護職員の処遇改善を行うことが、
今後の看護職員の処遇改善につながります。



国が進める「看護職員の処遇改善」において、10月から診療報酬によって3%（月12,000円）程度引き上げるため、「看護職員処遇改善評価料」が新設され、必要な費用を対象病院に支払う仕組みが始まりました。

評価料の用途は「看護職員の処遇改善」です。確実に看護職員に行き渡るよう、算定に向けては、看護部の積極的な準備と働きかけが必要です。さらに、賃金の引き上げは、「基本給」の改善を柱とすることが重要です。

本評価料の対象となる看護職員は57万人ですが、まずは本評価料が全対象医療機関で算定されることが、今後のすべての看護職員の処遇改善に向けた第一歩となります。

すべての対象医療機関で確実に算定し、看護職員の処遇改善を前進させましょう。

(令和4年度診療報酬改定「看護職員処遇改善評価料」の詳細については以下をご覧ください。)

令和4年度の診療報酬改定情報

詳細はこちらから



看護職員の収入増に向けて

看護職員の処遇改善に関する
国の動向本会の取り組みはこちらから



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2
<https://www.nurse.or.jp/>

「看護職員処遇改善評価料」算定による 看護職員の処遇改善に向けて

「看護職員処遇改善評価料」算定対象病院の皆さまは、以下をご確認ください
「看護職員等処遇改善事業補助金」申請を見送った医療機関も、「看護職員処遇改善評価料」の算定が可能です。

① 「看護職員処遇改善評価料」算定について シミュレーションしましょう

「看護職員処遇改善評価料」点数は、それぞれの医療機関の「看護職員数」と「月延べ入院患者数」の比率によって決まります。直近の数値を用意して試算してみましょう。

【注】実際の算定届出では「看護職員数」「延べ入院患者数」とも、直近3か月間の平均値を用います。

① 全看護職員の賃金引き上げの所要額 (1か月あたり) は？

▶ 全看護職員の処遇改善 (月12,000円) のための1か月あたり所要額
= 当該保険医療機関の看護職員数 (常勤換算) × 12,000円 × 1.165 (法定福利費事業主負担分) (円)

② ①をまかなう「看護職員処遇改善評価料」(入院患者1人1日あたり) の点数は？

▶ 上記①をまかなう「看護職員処遇改善評価料」(入院患者1人1日あたり) の点数のためやす
= ① (処遇改善所要額) ÷ (月延べ入院患者数 × 10 (点))



試算例

看護職員 (保健師・助産師・看護師・准看護師総数) 300人 (常勤換算)
月延べ入院患者数 (入院基本料・特定入院料・短期滞在手術等基本料算定) 9,000人
① $300人 \times 12,000円 \times 1.165 = 419万4,000円$ ② $419万4,000円 \div (9,000人 \times 10) = 46.6$
▶ 当院の「看護職員処遇改善評価料」は47点前後と見込まれる

「看護職員処遇改善評価料」算定届出の実際については厚生労働省「令和4年度の診療報酬改定情報」【裏面】をご確認ください。

② 「看護職員処遇改善評価料」収入を原資とする処遇改善については 「基本給」引上げを柱として具体案を検討し、提案しましょう

「看護職員処遇改善評価料」による処遇改善にあたっては、「安定的な賃金改善を確保する観点から、当該評価料による賃金改善の合計額の 2/3 以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」(算定要件)とされています。

看護職員の賃金水準や賃金制度の現状を踏まえて、将来にわたる処遇改善のビジョンを持ちましょう。
複数の課題があれば取組みの優先順位をつけ、具体的な賃金引き上げ案を検討し、提案しましょう。
賃金制度の抜本的な見直し・改善に向けた取組みを決断し着手するチャンスです。

③ 「看護職員処遇改善評価料」早期算定に向け 組織内に働きかけましょう

事務部門、経営会議メンバー等の理解と協力を得て、早急な算定届け出に向け組織の合意形成を図りましょう。

